



平成30年7月27日
内閣府（防災担当）

「平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「平成30年7月豪雨」など梅雨前線による豪雨、台風第5号、第6号、第7号及び第8号による一連の気象現象は、平成30年5月20日から7月10日にかけて、全国各地に甚大な被害をもたらしました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して別紙の措置を指定する政令が7月24日（火）に閣議決定され、本日（7月27日（金））公布・施行されましたのでお知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉

03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害指定の対象災害

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

(※台風第5号、第6号、第7号及び第8号並びに平成30年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害)

2. 適用措置

【本 激】 対象地域 : 全国

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(一般災害 20% → 最高 90%)

④中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。

⑤公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助。

⑥私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助。

⑦市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

市町村の行う感染症予防事業（消毒等）の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担。

⑧母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）

都道府県が被災者に対する福祉資金貸付金の財源について、国の貸付金の割合を引き上げ。

⑨罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときには、当該公営住宅の建設費等に要する費用の補助の特例を行う。

⑩小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

⑪雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

災害を受け事業を休業した事業所の労働者に対し、当該労働者を離職したものとみなし、基本手当の支給をすることができる。

3. スケジュール

7月24日（火） 閣議決定

7月27日（金） 公布・施行

政令第二百二十六号

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びに

これに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
 条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
 」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
 掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成三十年五月二十日から七月十日までの豪 雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十二条、第十六条、 第十七条、第十九条、第二十条、第二十二條、第 二十四条及び第二十五条に規定する措置

備考

- 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。
- 二 上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第五号、同年台風第六号、同年台風第七号及び同年台風第八号によるものをいう。

(法第十二条第一項の政令で定める日の特例)

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。)第二十四条の規定にかかわらず、平成三十一年一月三十一日とする。

(法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例)

第三条 第一条の激甚災害についての令第二十五条(令第四十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令第二十五条中「第一条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第一条第一項各号」とする。

(法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日)

第四条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成三十一年五月十九日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。